

19世紀インドにおける「ヒンドゥー教」の聖地と植民地支配

—先行研究のまとめを中心にして—

石田 久美子

はいぬに

昨年、『地域研究ブックレビュー』で、オディ Geoffrey A. Oddie による著書¹を紹介した。彼が著書の中で注目したのは、19世紀のインド社会における「フックスワインギング」の儀礼への対応についてであった。書評で既に述べたが、その前提となる問題の所在は、植民地支配を経験した19世紀のインド社会がいかにして「西欧近代」を取り入れたかという問題。更には、「西欧近代」との出会い²とインドの「宗教」、特に「ヒンドゥー教」の再定義についての問題と関係している。

今回は、昨年の書評を踏まえた上で、インド社会と植民地支配の関係という大枠を叩き合³し、「ヒンドゥー教」の中でも、特に聖地に焦点を充て、19世紀におけるその歴史的変遷を辿る方向に進みたいと思つた。

本稿では、まずその前段階として、特にこのような問題を扱つた先行研究での論点を紹介し、今後の問題設定の指針としたい。

ところで、本稿で「ヒンドゥー教」の聖地という語を使用する際、例えばヒンディー語で「ティールト」(tirth tīrtha) という概念で示されるものを指す」といふ⁴。「ティールト」という語は、元来河の岸辺（河を渡る為の舟着き場）を指す。インドでは、海岸、河、湖といった水場が聖地となっている場合が多いが、岸辺という意味に加えて、神と接触する為の場という上で、聖地を指す語として使用されるようになつたとされる。現在でも聖地以外に河の岸辺という意味も含む。また、本稿で取り上げる聖地とは、則ち巡礼の対象である。

19世紀の「ヒンズー教」に関する議論

まず、「ヒンズー教」の聖地に注目した研究を論じたにあたり、その前提となる議論として、19世紀のイングリッシュ社会と植民地支配との関係について、近年、歴史研究の分野で交わされている議論について、最近出版されたボーグ Sugata Bose ジュジヤラール Aisyah Jalal による著書『近代南アジア』³の記述を参考にして、その論点を補いたいと思つ。

18世紀初頭における、イギリス東イングリッシュ社会によるインド統治の開始以来、そのいとこによってイングリッシュ社会がどのような変化や影響を受けたかに関しては、歴史学の立場から幾つかの議論が交わされている。

いわゆる「古典的モデル」の立場に立てば、植民地期における西欧の思想潮流とされる、自由貿易の原理、功利主義のイデオロギー、キリスト教の福音主義という三つの思想が、植民地支配の開始により、イングリッシュ社会の変化に直接の影響を与えたとする。すなわち、植民地支配による「西欧近代」の強制力が、イングリッシュ社会を変化の状況に追い込んだ、とする議論である。

一方、「古典的モデル」などの従来の説とは異なる観点からの歴史を見直した「リヴィジョニスト」によれば、西欧で流布したイデオロギーの潮流と、植民地行政の実態との大きな乖離が論じられる。つまり、もともと流動的なイングリッシュ社会が、植民地支配の社会政策によって、逆に「伝統的な」イングリッシュ社会へと固定化された、という議論である。

更に、「リヴィジョニスト」による「創られた伝統」という観点への反論として、植民地支配によって社会変化の速度が加速されたことを認めつつも、既に

れりへあつた、とする議論が出現していく。⁴

例えば以上のよつた議論が、19世紀のイングリッシュ社会と植民地支配の関係を巡る議論の中で交わされている主な論点といえる。次に、これらの議論を踏まえた上で、イングリッシュ社会の「ヒンズー教」の聖地の場合について考えてみた。

ヴァンデル＝フェール、キャッセルズによる研究

イングリッシュにおける「ヒンズー教」の聖地と植民地支配との関係を扱った諸研究に関連して、イングリッシュ南部の宗教施設と植民地支配との関係を扱ったものについては、既に日本でも幾つかの研究が発表されている⁵。

本稿では、イングリッシュ北部の聖地を焦点とした先行研究のうち、主にキャッセルズ Nancy Gardner Cassels⁶とヴァンデル＝フェール Peter van der Veer⁷による著書を取り上げる。本文では、聖地と植民地支配との関係についての議論を踏まえた上で、二つの著書で述べられていく論点についての概観と評価を行う。現在に至るまで、聖地に纏わる靈験記の分析や聖地の分布、巡礼者の動向等、各聖地と巡礼という行為自体に注目した研究は多くある⁸が、この二つの著書のように、植民地時代という特定の状況に注目した研究は僅かである⁹。但し、あらかじめ断つておくと、以下に紹介する二つの研究は、いずれも聖地と植民地支配の関係を扱つたことが直接の目的ではない。特にヴァンデル＝フェールによる研究は、社会人類学の立場からのものであり、異なる分野からのアプローチである。しかし、両者の研究は、聖地と植民地支配との関係を考える上で重要な示唆を与えるものであり、参考になると思われるので今回取り上げるにいたしました。

まず、ヴァンデル＝フェールは、先に述べたように、社会人類学的な観地

か、「ヒンドゥー教」の聖地としてのアヨーディヤーの聖地を分析対象とした研究を行った。分析にあたって、特に彼が注目したのは、聖地へ向かう巡礼者ではなく、聖地で巡礼者を迎える側の行者や僧などの聖職者たちである。

彼による聖地研究の問題の視角は、まず、人類学研究における「オリエンタリスト」の系譜の打破にあつた。彼によれば、植民地支配と分からず難い関係を持つ、ジョーンズ Sir William Jones やハーマー Max Müller の代表される「オリエンタリスト」たゞ、インドロジストムのヘンデル学の系譜は、一九三〇年代以降、レッジド・フィールド Robert Redfield が提出した農村社会研究において、「インド文明」に対する「村落の現実」をどのように理論化するかとなる問題に直面した。レッジド・フィールドは、「」の問題を「大伝統」と「小伝統」というモデルを打ち立てる、とにより解決しようとした。ところが、これは逆に「高度」な「古代」ヒンドゥー文明と「後進的」かつ「限定された」村落社会という「インドロジスト的な視点への翻りを意味する。すると、インドには、文献に依拠した「文明」と、人類学者による「村落」研究、といふ二つの世界が存在することになってしまった。つまり、社会の現実を「エリート的に表現」したに過ぎない。そこで、インド社会を「淨、不淨」という概念で捉える、といふより、の問題を解決しようとした動きが現れた。それが、「デュモン Luise Dumont やボコック David Pocock の研究である。しかし、ヴァン＝デル＝フュールは主に以下の二つの点から、デュモンらの立場を批判している。

一つは、社会に於ける権力関係と意味の変化を軽視してしまつて、二つ目は、「サンスクリット文献のインドロジスト的な解釈から引いたイデオロギー」を過度に依存してしまつてゐる。換言すると、社会の変化を軽視した非歴史的、且つ、政治経済的な面を無視した非社会的な方法論であるというのである。ヴァン＝デル＝フュールは聖地を歴史的、且つ、社会的な視点で分析す

る」と、斐耶ールドからの反論を行おうといふのである。

「オリエンタリスト」的な視点と解釈に基づけば、「ヒンドゥー教」の聖地は、「ヒンドゥー教」の永劫普遍の教義がまさに眞現化される場である。従つて、聖地への巡礼者も、巡礼者を迎える社会も、あたかも、以前から固定化された社会が連續と続いているようである。しかし、ヴァン＝デル＝フュールは、聖地を舞台とする社会を研究する上で、政治的、経済的背景、そして何にも増して、歴史的視点の重要性を論じてゐるのだから¹⁰、社会の歴史的变化の中でも、聖地を捉えようとしている。特に、彼が聖地に対して、「巡礼市場 (the pilgrimage market)」という語を意図的に多用している。しかるが、「オリエンタリスト」的な聖地のイメージに反詰を唱えようとする姿勢が容易に想像できる。

ヒートウ、本題に戻ると、ヴァン＝デル＝フュールは、「」のように聖地が「巡礼市場 (the pilgrimage market)」として確立を遂げるのば、19世紀に入つてからだとう。彼の説に従へば、「」の確立に大きく加担したのが、イギリスによる植民地支配である。では、一体、植民地支配によりて、どのような影響が及んだのか。

一方、キャッセルズによる研究は、聖地における「カンパニー・ラージ（イギリス東印度会社による統治）」を扱つてゐる。18世紀末、ペースティングズ総督 Warren Hastings によつて、在地社会に対する「宗敎不干涉」の原則¹¹が打ち立てられた。その後、一連の行政改革の実施者として知られるコーンウォリス総督 Lord Cornwallis の時代に、東印度会社領ベンガル管区内におけるインド人の宗教の自由」を保証した原則¹²が法令の形で謳われることになる。ところが、植民地支配が確立するにつれ、単に抽象的な理念だけでは、実際の行政が困難な状況となつた。例えば、行政を担う立場にある東印度会社職員は、各々が理念に反しないと判断した独自の解釈によつて、インドの宗教の伝統や宗教施設、

組織といったものに取り組んでいかなければならなかつた。このように一通りでない一連の政策に対し、キヤッセルズは「社会政策」という語を与えている。では、このような東インド会社による「社会政策」を導いた背後の考え方や経験は一体何なのか。また、「宗教の自由」という理念はどのように解釈されたか。すなわち、19世紀初頭から半ばにかけて、東インド会社によって施行及び廃止された「ヒンドゥー教」の聖地における巡礼税(pilgrim tax)徴収政策を分析するにより、この問題に取り組もうとしたのがキヤッセルズの研究である。ちなみに、キヤッセルズが主な分析の対象とした聖地は、現在のオリッサーに位置するジャガンナート寺院を中心とした「ヒンドゥー教」の聖地である。キヤッセルズは、「カンパニー・ラージ」による「社会政策」の実態の解明を目的としたが、それは別ら、東インド会社による「宗教不干渉」の原則を解き明かす試みでもある。通常の理解では、東インド会社による「宗教不干渉」の原則は、イギリスによる直接統治へと移行した、大反乱後の一八五八年以降に強化されたとされる。又、巡礼税徴収の政策に関しては、從来は一八一三年になって初めて、東インド会社領内での活動を許可されたキリスト教宣教団の圧力及び福音主義の影響、或いは當時、東インド会社行政に大きく影響を及ぼしたとされる功利主義といったイデオロギーの影響によって、東インド会社は巡礼税徴収を主とする聖地への行政介入から撤退したと解釈されてきた。それに対し、キヤッセルズによれば、聖地行政への介入に関して、その法制化を開始する当初から、東インド会社側の主体的な動きとして、「宗教不干涉」の原則という「セキュラー」或いは「中道的」な立場があつたといふものである。従つて、彼女の論点は、行政介入からの撤退も、そのような立場を首尾一貫した結果であつて、ある程度は、あらかじめ想定されたシナリオだったといふものである。

以上に示したように、二つの研究は各々異なる分野と目的から「ヒンドゥー

教」の聖地を扱つてゐる。しかし、ここで本題に戻り、次節以下では、これら二つの研究のうち、19世紀におけるインド社会と植民地支配の関係についての問題に関連した部分について、各々の論点を纏めることとする。即ち、キヤッセルズの研究からは、当時のインドにおける「ヒンドゥー教」の聖地、或いは、もつと広く考えれば、在地社会の宗教に対する支配者側のイデオロギーについての論点を紹介し、ヴァンニーデル＝フェールの研究からは、当時の「ヒンドゥー教」の聖地について、植民地支配がどのような影響力を持つものであったか、更に拡大して、インド社会の変容と植民地支配がどう関係したか、彼による論点を紹介する。

植民地行政側の論理—キヤッセルズによる論点

既に述べたよつて、キヤッセルズによる研究では、19世紀、東インド会社による、オリッサーのジャガンナート寺院を中心とした「ヒンドゥー教」の聖地での巡礼税制度導入から廃止に至るまでの詳細な過程が論じられている。キヤッセルズの論点を述べるにあたり、まず、ベンガル管区で実施された聖地における巡礼税徴収に対する行政措置について簡潔に述べたいと思う。

東インド会社による聖地の法的規制は、巡礼税制度の導入によつて始まる。そもそも、巡礼税という語が意味するものは、各聖地によつて性格が異なる。従つて、明確な定義を与えるのは困難だが、一般に、聖地を巡礼する際に巡礼者が収める税金を意味し、この場合は、通行税のようなものに相当する。実は、巡礼税の徴収は、東インド会社による統治が開始される以前から行われていた。はつきりとしたことは分らないが、元來、ムガール期のイスラーム政権の下で、人頭税に近い意味で徴収されたことが登場らしい。「これを「ヒンドゥー教」に対する寛容な姿勢ゆえと考へるか、異教徒に対する圧制の産物と考へるか、

判断するのは難しい。何故なら、この制度は、各政権や地方により異なるし、何にも増して、後を引き継ぐ政権による巡礼税徴収や、政権自体の正当性の根拠にもなる為、事実が歪められたり、誇張される場合もあるからである。いずれにせよ、ムガル期には既に巡礼税の徴収が始まっていた。また、後にマラーター政権によつて取つて代わつた聖地では、聖地と「ヒンドゥー教」の保護という別の名目で巡礼税が徴収された。

東インド会社による巡礼税の法制化は、はやいもので、一七九三年法令第一七号による、ガヤーでの巡礼税の制度化があげられる。ガヤーには「ヒンドゥー教」の聖地が存在する。キャッセルズによると、ガヤーでは、本来、巡礼者が巡礼の行為の一貫として諸儀礼を行う際に、彼の聖地で僧に対する布施（タクシナ）として收めたものが、東インド会社の法令で、巡礼税徴収の制度に組み込まれた形になった。続いて、一八〇三年にイギリス東インド会社が、ジャガンナート寺院を中心とする「ヒンドゥー教」の聖地を含む、現在のオリッサー州にあたる地域を制圧する。この制圧により、東インド会社は、オリッサー付近一帯の土地に含まれる聖地の管轄権をも掌握することになり、一八〇五年、巡礼税制度が初めて導入された（法令第七号）。また、一八〇六年の法令（第四号）によつて、ジャガンナート寺院の管理についての規定が追加され、更に一八〇六年法令第五号、一八〇九年法令第四号、一八一〇年法令第十一号により、修正及び追加規定が定められた。

一八一〇年法令第十八号では、現在、ウッタル・プラデーシュ州に存在するアラハバードの「ヒンドゥー教」の聖地に対して巡礼税徴収が法制化されている。

また、一八一〇年法令第十九号では、「ヒンドゥー教」或いは、イスラームの宗教施設への寄進に関する法令が施行され、これと同じ内容の法令が、マドラ

ス管区においても、一八一七年マドラス管区法令第七号として法制化された。しかし、一八四〇年の法規第十号により、オリッサーのジャガンナート、アラハバード、ガヤーでの寺院寄進に関する東インド会社の干渉と巡礼税関連法令が廃止される。

以上の点をおさえたところで、次にキャッセルズの論点に話題を戻したい。キャッセルズの著書は、全部で7章からなる。まず、導入部で、東インド会社による「宗教不干涉」の「盟約」の理念と、当時の思想潮流について主に説明した後、第1章では、ジャガンナート寺院と巡礼税についての説明、第2章では、一八〇六年の法令施行に至るまでの過程、すなわち、東インド会社がジャガンナート寺院での巡礼税徴収法制化を決定するまでが論じられる。更に、第3章では、法制化によって浮上した問題点と法の修正について、第4章では、一八一三年の勅許状改訂によるキリスト教宗教団のインドでの活動開始と、その流れとは別の文脈で行政内部から浮上した法令制度への疑問が論じられている。そして、第5章では、ベンティンク総督 Lord William Bentinck による行政改革と巡礼税廃止の議論、第6章では、巡礼税廃止の裁定についての説明、最後の第7章では、全体の結論という構成になっている。

ところで、キャッセルズが研究にあたつて依拠した史資料は、膨大な量と範囲にわたるものである。主な一次資料として挙げられているものだけを羅列しても、英國議会文書、旧インド省図書館やインドの国立公文書館で主に所蔵される、総督や行政官による私文書、東インド会社の公式記録(record)から、キリスト教宗教団によるトラクト類、当時の新聞、雑誌に至るまでといったように、膨大な量の史料を駆使して論じられていることが分かる。このようにして、巡礼税制度の導入から廃止に至るまでの詳細な過程が実証的に後付けられていく。

もある。

しかし、このように膨大な史料を駆使した結果、明らかになつたのは、単に、巡礼税制度の導入と廃止の詳細な過程という事実のみでなく、やはり、その背後にある東インド会社の「宗教不干渉」の理念である。既に触れたように、彼女の論点に従えば、巡礼税制度の導入と廃止の過程を通じて具体化した東印度会社の「宗教不干渉」の原則は、必ずしもイギリス本国の思想潮流の流れと一致するものではなかつた。つまり、キャッセルズの著書では、イギリス本国でのインド省の立場、東印度会社の幹部、在地に赴任する行政官という三者の立場の違いと距離が明白に論じられている。著書で明白に述べられている訳ではないが、キャッセルズが本著を通して強調したかつたのは、この点ではないだらうか。

著書は、全体を通じて、専ら「カンパニー・ラージ」の担い手である、植民地支配者側からの論理が述べられている。しかし、行政側として三者の立場の違いと距離を示した」として、「カンパニー・ラージ」を單にひとつのイデオロギー装置として捉えるのではなく、複合性を備えた「カンパニー・ラージ」として捉えた点で、植民地支配とインド社会の関係を論じる上で重要な示唆を与えてくれる。キャッセルズの著書は、既に一九八七年に出されており、新しい研究とはいえないが、現在でも例えば、当時の本國の思想潮流との関係で「カンパニー・ラージ」のイデオロギーについて論じた、メトカフ Thomas R. Metcalf の研究¹³で論じられた側面を補つ研究として有効なのではないだらうか。

在地社会の反応—ヴァン＝テル＝フェールの論点

次に、ヴァン＝デル＝フェールの著書で述べられている論点に進みたい。ヴ

アン＝デル＝フェールの目的は、人類学研究の中での「オリエンタリスト」的な解釈の打破にある。従つて、それが成功したかどうかということが著書全体を通じての論点である。しかし、どちらかといふと、本稿では、歴史研究の立場から植民地支配とインド社会との関係について考えることが目的なので、本稿の目的に沿つた形で、人類学上の問題には触れずに、彼による論点を整理したい。

ヴァン＝デル＝フェールによる著書は、内容的に大きく分けると、三部構成になっている。第1章をなす最初の部分では、まず、「ヒンドゥー教」の聖地としてのアヨーディヤーについての説明であり、聖地における「過去」の「歴史」と「時間」の概念についての説明と問題点についても触れている。第2章では、従来の人類学研究の問題点、「ヒンドゥー教」の「オリエンタリスト」的解釈の系譜、聖地についての先行研究について論じている。従つて、この部分は、第3章以降で実証的に明らかにされるヴァン＝デル＝フェールの立場を示す中心となる。第3章と第4章は、アヨーディヤーの聖地での分析を具体的に示した部である。第3章は、18世紀頃よりアヨーディヤーの聖地に定着し始め、巡礼者の「精神的な」指導者として存在するようになったラーマナンディー派 (Ramanandis) の行者 (サーダー) について述べている。更に、第4章は、19世紀以降、アヨーディヤーの聖地で巡礼者の儀礼を司る聖職者 (パンダー)、中でもバレーリヤー (Bharanyas) と名称で呼ばれるゴーミニティと、ガンガープシット (Gangaputras) という名で知られるゴーミニティについて、各自の確執やアイデンティティの形成過程に注目し、その歴史的過程から現状に至るまでを述べている。最後の第5章では、本文全体を通じた結論が簡潔に述べられている。

化されたインド社会の特質を示す存在として描かれない。ヴァン＝デル＝フェールにとって、それぞれのコミュニティは最早、変化する「市場」によって、その姿や内容、規模を変える、利益追求型の聖職者という生業を売り物にした「専門家」集団である。

そこで、彼が研究を通じて描く、コミュニティの歴史的変遷過程を纏めると、もともと、流動的で「開かれたアイデンティティ」を持つ集団が、制度的変化などの「市場」の変動に応じて、固定化や変容を遂げていくものである。第4章では、この図式に従い、特に19世紀のアヨーディヤーの聖地で起きた聖職者集団の場合について述べている訳だが、アヨーディヤーの聖地周辺部出身で、集団自身の定義付けも曖昧であつたガンガープットラが、聖職者としての専門性を強調することで、自分たちのアイデンティティを固めることにより、同じ聖職者集団のバレーリヤーを凌いで、霸権を握る過程が伺える。既に本稿の始めの方で述べたが、ヴァン＝デル＝フェールは、特に、この過程を造り出した制度的変化がイギリスによる植民地行政であることを強調している。

そこで、更に、第4章を詳しく見ていく。先ほど述べた、ガンガープットラとバレーリヤーという一つの聖職者集団の確執を高め、特にガンガープットラのアイデンティティ形成と霸権の拡大をもたらした植民地支配は、具体的に、以下のようないくつかの制度的変化として提示されている。

まず、始めに、聖地では、パンダーと呼ばれる聖職者の役目は、巡礼者に対して聖地で行うべき適切な儀礼を与えることである。また、儀礼を与えられた巡礼者はパンダーに対して布施を払い、(一)に聖職者と巡礼者の間での相関関係(ジヤッジマーン関係)が成立する。植民地以前は、しばしば、世俗権力者である王(ラージャー)と聖職者がこのような関係を結ぶことが、聖地での霸権を握る条件であつた。こういった「市場」において、バレーリヤーは強い霸権を握っていた。

ところが、植民地支配が始まると、もともと聖職者の中でも社会的地位の高い存在ではなかつたバレーリヤーの霸権が、ガンガープットラという別の集団にとつて代わるようになる。植民地以前は、あくまでも聖職者と巡礼者との関係こそが影響力を持つたが、植民地行政の開始によつて、今度は、両者の関係ではなく、聖職者が儀礼を行う土地の所有権が影響を持つよつの制度に変化した。即ち、植民地行政官は、沐浴場(ガート)での活動権に関して、ガンガープットラに対しては、沐浴の為に石でしつかりと固めて造られた沐浴場(パッカ・ガード)での権利を与え、バレーリヤーに対しては、砂で出来た沐浴場(ガッチャ・ガート)での権利を与えるという裁決を下した。更に、この裁決にあたつては、聖職者と巡礼者との間の相関関係を証明する文書の存在が決め手となつた。つまり、ガンガープットラは、文書的な後付けが出来る巡礼者の登録簿を保持していたが、ラージャーとの関係が強かつたバレーリヤーには、関係を文字で記した証明が無かつた。

また、19世紀中頃以降、蒸気船や鉄道といった、植民地化に伴うコミュニケーション網の発達も更に聖地の「巡礼市場」化と拡大の傾向を強めたことが強調されている。

以上、第4章からは、植民地支配によつて起つた制度的変化が、「巡礼市場」の拡大契機となつて、社会変動へと導かれるという過程が具体的に示されていふことが分かる。しかしながら、本稿の主旨に立ち返れば、著書がインド社会と植民地支配との関係を巡る問題といふ命題に対して、貢献したと云える点は、聖地における変化の過程を植民地支配の制度的変化によつて捉えたといふ点でないことは既に明らかである。寧ろ、制度的変化によつて変動した「巡礼市場」に対する戦略的手段として、在地社会の集団が主体的に自分たちのアイデンティティや規模などを変化させていった点に注目すべきである。

参考文献

- 1 Oddie, Geogrey A., *Popular Religion, Elites and Reform: Hook-Swinging and Its Prohibition in Colonial India, 1800-1890* (New Delhi: Manohar, 1995).
- 2 その他、聖地を奉る者（いはば、名々「神の棲家」、「神の地」、「清浄な地」）による意味のターム（dham）、「一ヶ所スター」（devasthan）、「ハリヒスター」（punyasthan）等がある。
- 3 Bose, S. and Jatla, A., *Modern South Asia* (London: Routledge, 1998).
- 4 ①G. もとめられた議論は、例えば、当初、ウォッシュブルック David Washbrook & ベイリー C.A. Bayly がいたケンブリッジ大学に所属する歴史研究者を中心とした「聖地の会」（ケンブリッジ派）とみ称された。一連の研究の中にもみられる。
- 5 例えば、田中雅一「19世紀後半における法ヒンドゥー寺院—南インド・チダンバラム・ナタラージヤ寺院をめぐつて」（一九九六年、第九回日本南アジア学会報告要旨）や、後の時代を経たものになるが、志賀美和子「一九二五年マドリス・ヒンドゥー教進法の性格—「政教分离」理念の分析を手かりに」、『南アジア研究』第十号（一九八八年十四）、丸山一「五箇年文部省参考」。
- 6 Caselli, Nancy Gardner, *Religion and Pilgrim Tax under the Company Raj* (New Delhi: Manohar, 1987).
- 7 van der Veer, Peter., *Gods on Earth* (London: The Athlone Press, 1988).
- 8 例水芝 Bharadvaj, S. M., *Hindu Places of Pilgrimage in India: A Study in Cultural Geography* (London: Univ. of California Press, 1973) & ブラフミー Dubay D.P. オラバダム Geography のハーバード『朝礼研究』(Pilgrimage Studies) (Allahabad: The Society of Pilgrimage Studies, 1990&1995) が主な研究として挙げられる。
- 9 その他の、インド会社に対するヒンドゥー教とイギリスの行政との関係を扱ったものとして、Prior, Katherine, *The British Administration of Hinduism in North India, 1780-1900* (Ph.D. thesis, University of Cambridge, 1990) があらが、筆者の調べた限りでは、公刊されていないようである。
- 10 本稿では、19世紀のヒンドゥー社会の植民地支配との関係についての議論を十回述べ、特に「ヒンドゥー教」の聖地に焦点をあてた研究について紹介した。
- 11 本稿で紹介したキャッセルズとアーン＝アル＝フェールの研究は、植民地支配側の論理と在地社会からの反応という各々異なる方向からの論点が述べられており、いざれも極めて実証的な研究である。いはば、一つの研究を補う形で更に研究が勧められてこゝへんしたが、ヒンドゥーの他の聖地での歴史的過程を探るか、或いは、在地社会側の論理やイギリスの行政による注目した研究が必要なのではないかと思われる。
- 12 本稿では、19世紀のヒンドゥー会社による「宗教不干渉」の原則に至るまでの経緯を概略する。参考までに東インド会社による「宗教不干渉」の原則に至るまでの経緯を概略する。
- 13 11 10 意図的に過去の歴史を再解釈せよと述べているのではない。
- 14 参考までに東印度会社による「宗教不干渉」の原則に至るまでの経緯を概略する。次のように。
- 15 一七六五年、東印度会社によるベンガルのディーワーニー権（徵税権）の獲得により、イギリスが東印度会社に対して行政権を獲得するようになつた。M.P. ハーマンの『ヒンドゥー法制史』(Jain, M.P. *Outlines of Indian Legal History* Delhi: The University Press, 1952)によると、一七六五年以前は、全く行政制度が確立していなかつたところではなく、既に東印度会社は一部の地域でナワーヴ権を獲得していたし、貿易を目的としたボンベイ、マドリス、カルカッタなどに入植してしたイギリス人のコモニティ内では独自の司法制度によって、民事訴訟や刑事訴訟が裁かれていた。その中で、当然、在地社会の人々との貿易上のトラブルも起つたし、ムガル期の確立した行政制度が事実上崩壊しつつあったため、本来はイギリス人同志のコモニティ間の為に作られたこの司法制度がしばしば在地社会のコモニティとの争いにも持ち越されることがあつた。しかし、あくまでも東印度会社の下に行われた行政であつた為、イギリス本国とは異なり、緩やかな制度で、司法の専門家もいないうちに裁かれた。従つて、東印度会社側の利益に偏りがちで、腐敗が横行したといわれる。ディーワーニー権獲得後、一七七年に本国で「ベースの規制法」が施行されると、東印度会社の結構がイギリス政府及び議会によって統制を加えられるようになつた。更に、一七七四年、ウォーレン・クースティングズが初代ベンガル総督となり、司法、行政制度の改革が行われた。中でも在地社会の人々との訴訟に關しては、かわゆる「宗教不干渉」の原則を打ち出すことによつて、より効率的な行政を実現する事が主張された。この原則が、後に「ヒーンウォーリス・ロー」とも繋がれた。
- 16 具体的には、一七九三年ベンガル法令第三号、第一節 (Section I of Regulation III 1793) を指す。